

中小企業事業主の方へ

平成29年4月1日から「ユースエール認定制度」の認定基準が変わります！

- 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定するものです。
- 平成29年4月1日から、「ユースエール認定制度」の認定基準のうち、労働時間、離職率、有給休暇の3つの認定基準の変更が予定されています。



1 変更内容

	変更前（旧基準）	変更後（新基準）
労働時間	(1) 労働時間 直近事業年度の ①正社員の所定外労働時間 月平均が20時間以下 又は ②正社員のうち、週平均の労働時間が60時間以上の者の割合が5%以下	(1) 労働時間 直近事業年度の ①正社員の所定外労働時間 月平均が20時間以下 かつ ②月平均の法定時間外労働 60時間以上の正社員ゼロ
離職率	(2) 新規学卒等採用者の離職率 直近3事業年度の 正社員の新規学卒等採用者の 離職率が20%以下	(2) 新規学卒等採用者の離職率 直近3事業年度の 正社員の新規学卒等採用者の 離職率が20%以下 ただし、採用者数が3人又は4人の場合は、離職者数が1人以下
有給休暇	(3) 有給休暇 直近事業年度の正社員の有給休暇の ①年平均取得率が70%以上 又は ②年平均取得日数が10日以上	(3) 有給休暇 直近事業年度の正社員の有給休暇の ①年平均取得率が70%以上 又は ②年平均取得日数が10日以上 (有給休暇に準ずる休暇として職業安定局長が定めるもの※を含み、その日数は労働者1人当たり5日が上限。) ※①企業の就業規則等に規定する、②有給である、③毎年全員に付与する、という3つの条件を全て満たす休暇

2 適用時期等

平成29年4月1日の認定申請から、変更後の新基準を適用します。
なお、すでに認定を受けている事業主の方等へは、**経過措置**があります。
経過措置の詳細については、裏面をご覧ください。

認定後の報告に関する経過措置

「ユースエール認定制度」の認定事業主は、毎事業年度終了後に認定状況を都道府県労働局へ報告することとされており、報告により認定基準の適合を確認しています。

平成29年4月1日からの認定基準変更にもない、下記に該当する企業には、この報告について経過措置が適用されます。

- 平成29年3月31日以前に認定された企業
- 平成29年3月31日以前に申請し、平成29年4月1日以降に認定された企業

平成29年度中の報告に関する認定基準には、新基準を適用しますが、**旧基準でも可とします。**
※平成30年度以降の報告は新基準のみを適用

例) 平成28年11月25日に認定された企業（事業年度：10月～翌年9月）
平成29年9月の事業年度終了後1か月以内に都道府県労働局へ認定状況の報告
→ 新基準を適用しますが、旧基準による報告も可能です。

注意点

- 認定基準の項目ごとに新基準と旧基準を併用することはできません。

例) 労働時間：旧基準、有給休暇：新基準 → ×
労働時間：旧基準、有給休暇：旧基準 → ○

- 認定を受けるためには、労働時間、離職率、有給休暇以外にもさまざまな要件があります。その他、このリーフレットの内容に関してご不明な点等がございましたら、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

ユースエール認定企業のメリット

対象：常時雇用する労働者が300人以下の事業主

ユースエール
認定企業

4つの
支援内容

- ① ハローワークなどで重点的PRを実施
「若者雇用促進総合サイト」に認定企業として掲載（下記参照）
- ② ユースエール認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
- ③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④ 若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置 等

※その他、認定基準や制度の詳細については、厚生労働省のホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>



<認定マーク>

ユースエール認定企業の詳しい情報を掲載！

若者雇用促進総合サイト

検索

- ユースエール認定企業は、厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」に認定企業としてその情報が掲載されます。サイトには、認定企業へのインタビュー記事なども掲載されています。

- 「若者雇用促進総合サイト」では、全国のユースエール認定企業だけでなく、若者応援宣言企業をはじめとした、さまざまな企業の情報を検索できます。ぜひ、ご活用ください!!

